

福島市

☆ジブン色の新生活応援宣言☆≡

福島市で新たな生活をスタート
するため引越しをされる方に
支援金を交付します！

福島市新生活応援事業

「移住準備支援金」

支援金額

最大15万円！

- 対象経費（引越費用）の1/2の額
（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

対象経費

- 引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用
（引越業者等による費用に限る）

対象要件

- 本市に5年以上居住する意思がある方で下記の要件を満たす方
 - ・ 令和2年4月1日以降に福島市に住民登録する方
 - ・ 本市を転出して1年以上（進学期間を除く）経過している方又は、市外出身者で新たに本市に住所を定める方
 - ・ 企業等の転勤や大学進学など一時的に住民登録を行う方でないこと
 - ・ その他 裏面に記載のある要件

新生活応援事業【移住準備支援金】について

1 支援金対象者

支援金対象者は、次の事項のいずれにも該当する方が属する世帯の世帯主又は、世帯主が該当する方でない場合は該当する世帯員（以下「支援金対象者」という。）とします。

- (1) 令和2年4月1日以降に市外から本市に転入届をし、居住することとなった方。
- (2) 前号の転入時（以下「基準日」という。）において、本市を転出して1年以上（進学のために市外へ居住した期間を除く。）経過している方又は、市外出身者で新たに本市に住所を定める方。
- (3) 当該年度において本支援金の交付を受けていないこと。
- (4) 本市に住民登録した後、継続して5年以上居住する意思がある方。
- (5) 企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録を行う方でないこと。
- (6) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと。
- (7) 勉学のために転入する方でないこと。
- (8) 前住所地及び現住所地において市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税その他これらに類する公租公課（以下「市税等」という。）を滞納していない方。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと。
- (10) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方でないこと。
- (11) 福島県と県内市町村が共同で実施するふくしま移住支援金給付事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと。
- (12) 外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方。

2 対象経費

支援金の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、市内への引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用とし、基準日から起算して6月前の日以降に引越業者等に支払った経費とする。

3 支援金の額

- (1) 支援金の額は、対象経費の1/2の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯につき15万円を限度とする。
- (2) 支援金の交付は、予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。ただし、世帯の構成員の転入の時期が異なる場合は、この限りではありません。

4 支援金の交付申請書類

支援金対象者は、基準日から起算して6月以内に福島市新生活応援事業移住準備支援金交付申請書兼完了実施報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

- (1) 対象経費の領収証及び明細書等の写し
- (2) 転入世帯全員の住民票（本籍地の記載があるもの）
- (3) 1年間、本市に居住していなかったことを証明する書類として、本市への転入前の住所地及び居住年数を証する書類又はその写し（戸籍の附票等）
- (4) 転入世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書類
- (5) 外国人移住者については在留カードの写し（表・裏）
- (6) 暴力団員等でない旨の誓約書
- (7) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

※海外からの転入及び外国人の場合で、上記の書類を取得できない場合はそれに準ずる書類を可能な限り提出してください。

※申請は、先着順に行い、受け付けた申請に係る支援金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行いません。

5 申請様式の入手及び申請受付

- 申請様式：福島県 福島市役所ホームページ 移住・定住ナビページよりご入手ください（交付要綱も掲載）。
- 申請受付：福島県 福島市役所1階 定住交流課 移住ワンストップ相談窓口
（〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号 TEL024-572-5451）